三 調 発 第　９１号
平成２６年１０月３日

会　員　各　位

三重県土地家屋調査士会
会　長　神　戸　照　男

都市部官民境界基本調査による基準点測量成果の追加公開について

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

さて、標記の基準点につきましては先般、平成２６年７月７日付け三調発第５７号にてご案内させていただいたところでございますが、この度、津地方法務局より、新たに別紙記載の８地区についての基準点成果を各管轄の法務局に備え付け、追加公開した旨の連絡がありました。

今回、追加公開された基準点は、平成２４年度に都市部官民境界基本調査が実施された地区が対象となり、これにより、平成２２年度から２４年度までの成果が公開されたことになります。

今回の対象地区のうち、別紙、地区②のＤＩＤ地区外である４地区については、今後新たに、世界測地系の成果により地積測量図を作成しなければならない地区となり、同成果地区内の土地について分筆等の申請をした場合において、同成果を利用することができるにもかかわらず、同成果に基づかない地積測量図が作成されている場合には、基本三角点に基づく測量ができない特段の事情がある場合（不動産登記規則第７７条第１項第７号）に該当しないものとして、不動産登記法第２５条第９号により却下の対象となりますので、該当地区の業務を実施される際は、当該基準点成果をご確認いただき、使用指針に沿って適正にご使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

使用に関する詳細等につきましては、津地方法務局と協議の結果、先般ご案内させていただいた平成２２年度分、２３年度分と同様の取扱いとさせていただきますが、今回の追加公開分に係る、本年１１月１日以後の分筆等の申請については、当面の間、柔軟に対応頂くこととなっています。

また、本会ホームページの会員専用ページ・基準点資料関係に、追加公開分の成果（法務局で公開されている成果のうち、成果表を除いたもの）を掲載させていただきましたのでご利用ください。

なお、平成２５年度以降の成果につきましても今後、順次公開予定となっていますことを申し添えさせていただきます。

別紙

追加公開地区

地区①（ＤＩＤ地区内又は一部ＤＩＤ地区内）

【本局】
・平成２４年度　津市高茶屋小森上野町、高茶屋七丁目の各一部
【桑名支局】
・平成２４年度　桑名市福島、東方、桑名、地蔵、小貝須の各一部
【鈴鹿出張所】
・平成２４年度　鈴鹿市白子、寺家の各一部
【伊勢支局】
・平成２４年度　伊勢市本町、一志町、宮後一丁目、大世古一丁目、一之木一丁目の各一部

地区②（ＤＩＤ地区外）

【松阪支局】
・平成２４年度　多気郡明和町斎宮等の各一部
【伊勢支局】
・平成２４年度　度会郡玉城町田丸等の各一部
・平成２４年度　鳥羽市鳥羽一丁目～三丁目の各一部
【尾鷲出張所】
・平成２４年度　北牟婁郡紀北町海山区馬瀬鯨の一部